

一般社団法人
日本伝統建築技術保存会

定 款

定 款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本伝統建築技術保存会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は主たる事務所を大阪府東大阪市に置く。

この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、日本古来の伝統的木造建築技術の保存・継承と向上を図ると共に後継者の育成に努め、文化財建造物の保存事業の推進に寄与し、もって我が国の文化的向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は第3条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 伝統的大工・棟梁技術の保存、継承、向上を図る為の各種研究会、講習会、研修会に関する事業
- (2) 後継者育成の為の研修会、講習会に関する事業
- (3) 文化財等の歴史的建築物や街並保存、並びに伝統的木造建築技術に関する資料の収集や、一般社会への普及啓発に関する事業
- (4) 伝統的建築物の保存、継承に使用される資材の確保の為の研究に関する事業
- (5) 文化財建造物や伝統的建築物の調査・設計・監理その他技術支援に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は本会の趣旨に賛同する次の 7 種とし、要件は細則に定める。

- (1) 正会員（甲）－（企業会員）
- (2) 正会員（乙）－（個人会員）
- (3) 準正会員
- (4) 準会員（甲）－（技能認定会員）
- (5) 準会員（乙）
- (6) 賛助会員
- (7) 特別会員

2. 前項の会員のうち正会員（甲）、正会員（乙）をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得て入会することができる。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は細則に定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 会員は退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、社員総会において、すべての正会員（甲）及び正会員（乙）の半数以上であって、すべての正会員（甲）及び正会員（乙）の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該正会員又は正会員（乙）を除名することができる。その場合、当該正会員（甲）又は正会員（乙）に対し、決議の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他 除名するべき正当な理由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、又は解散したとき。
- (3) 繼続して1年間以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他拠出金品は返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての正会員（甲）及び正会員（乙）をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) その他運営に関する重要事項など社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。

2. 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
3. 臨時社員総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上から社員総会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2. 会長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
 - 3. 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも社員総会の開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第16条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権等)

- 第17条 各社員の議決権は、正会員（甲）又は正会員（乙）1名につき1個とする。
- 2. やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任できる。
 - 3. 社員総会の決議について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の決議に加わることができない。

(決議)

- 第18条 社員総会における決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員（甲）及び正会員（乙）の議決権の過半数（委任状を含む。）を有する正会員（甲）及び正会員（乙）が出席し、出席した当該正会員（甲）及び正会員（乙）の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2. 社員総会における決議事項は、第15条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び決議の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第20条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内

- 理事のうち、1名を代表理事、3名以内を業務執行理事とし、業務執行理事の1名は会計を担当する。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
代表理事をもって会長とし、業務執行理事もって副会長とする。
- 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 当該理事の配偶者
 - 当該理事の三親等以内の親族
 - 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 当該理事の使用人
 - 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
 - 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
- 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(職務)

第22条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 監事は、理事の業務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書を作成する。
 - 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 前2号の規定による調査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び社員総会に報告すること。

(任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(欠員補充)

第24条 理事又は監事のうち、その総数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第25条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、監事を解任する決議は、すべての正会員（甲）及び正会員（乙）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

(名誉会長・顧問)

第27条 この法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問は、理事会において推薦決定し、この法人の活動及び事業に関して助言・指導を行う。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、理事を持って構成する。但し、監事、顧問の出席、意見陳述を妨げるものではない。

(権限)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2. 通常理事会は、毎年原則2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会長以外の2名以上の理事、又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があつたとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。但し、一般法人法第93条第3項により理事が招集する場合及び同法101条第3項により監事が招集する場合を除く。

会長に事故若しくは支障がある場合は副会長がこれを招集する。

2. 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があつたときは、その請求があつた日から起算して5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。副会長が招集した場合はその者がこれに代わる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款の別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができ理の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事の議決権等)

第34条 理事は、各1個の議決権を有する。

2. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数(書面決議者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果

2. 議事録には、出席した会長及びその理事会において理事から選任された議事録署名人2人以上並びに監事が署名又は記名押印しなければならない。

(この法人の運営に必要な事項)

第36条 この法人の運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(経費の支弁)

第38条 当法人の経費は、当法人の資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、同書類のうち第1号及び第2号については定時社員総会にその内容を報告し、第3号から第5号については同社員総会の承認を受なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 前号の事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 第3号の貸借対照表及び第4号の損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(残余財産の不分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、すべての正会員（甲）及び正会員（乙）の半数以上であって、すべての正会員（甲）及び正会員（乙）の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会におけるすべての正会員（甲）及び正会員（乙）の半数以上であって、すべての正会員（甲）及び正会員（乙）の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余の財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関しては、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開、個人情報の保護及び苦情処理

(情報公開)

第47条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告することが困難な場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第50条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人設立から平成31年3月31日までとする。

(最初の事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立時社員総会の定めるところによる。

(設立時役員の氏名及び住所)

第52条 この法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時理事 西澤政男

神田定秀

渡邊 隆

橋本市郎

設立時代表理事 西澤政男 滋賀県彦根市城町二丁目5番45号

設立時監事 杉山安央

2. 前項に定める設立時理事のうち神田定秀を設立時業務執行理事とする。

3. 第1項の設立時理事の任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から第50条に定める事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第53条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

西澤政男 滋賀県彦根市城町二丁目5番45号

神田定秀 兵庫県加西市大工町16番地

渡邊 隆 千葉県柏市松ヶ崎1210番地107

橋本市郎 滋賀県長浜市西浅井町大浦831番地

杉山安央 静岡市葵区長沼南7番46号

(法令の根拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

定款変更履歴

平成30年10月24日 設立
令和 元年 5月26日 一部変更

細則

1. 定款第5条の会員資格は次の通りとし、理事会の承認を得た者

(1) 正会員（甲）－（企業会員）

次の要件を全て満たす企業、但し議決権は代表者1票とする。

- ① 過去5年以内に（現在施工中も含む）国、県、市町村指定の文化財建造物の修理工事で、単体契約金額（税別）が1000万円以上の施工経験を有すること。
- ② 特定非営利活動法人日本伝統建築技術保存会主催の「中級 日本伝統建築技術養成研修」又は「伝統建築技能研修（後期）」（両研修を以下、後期研修と云う）、又は公益財団法人文化財建造物保存技術協会の文化財建造物木工技能研修（以下、木工技能研修と云う）の普通コース又は上級コースの修了認定者が2名以上（内1名は代表者も可）在籍していること。（直接雇用者に限る）
- ③ 建設業の経営事項審査を毎年受審していること。

(2) 正会員（乙）－（個人会員）

文化財指定建造物の修理経験を有し、次の要件のいずれかに該当する企業経営者又はそれに準じる者（以下、企業経営者と云う）

- ① 後期研修、又は木工技能研修で修了認定された者
- ② 上記認定者を直接雇用している者
- ③ 京都府・滋賀県・奈良県より文化財修理工事で、木工事又は建築一式工事の指名を受けている者
- ④ 上記①、②に規定する認定者と同等以上の知識と技能を有し、理事の推薦を受けた者

(3) 準正会員

次の要件のいずれかに該当する者

- ① 後期研修又は木工技能研修で修了認定された企業経営者
- ② 上記認定者を直接雇用している企業経営者

(4) 準会員（甲）－（技能認定会員）

次の要件のいずれかに該当する者

- ① 後期研修又は木工技能研修で修了認定された者
- ② 地方公共団体に所属する上記認定者

(5) 準会員（乙）

伝統的木造建築技術の修得に意欲を示す者及び地方公共団体に所属する木工技能者

(6) 賛助会員

本会の事業を援助する個人又は法人

(7) 特別会員

学識経験者・文化財所有者・文化財建造物修理技術者・設計事務所等で、役員の推薦を受けた者。

2. この法人の設立当初の入会金及び会費は、定款第8条にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 年会費と同額とする但し、入会した年度の会費は免除する。

(2)	年会費	正会員（甲）	25,000円
		〃（乙）	25,000円
		準正会員	12,000円
		準会員（甲）	8,000円
		〃（乙）	8,000円
		賛助会員	30,000円
		特別会員	無料